

障害者自立支援法に基づく補装具の販売・修理を行う事業者の方へ

## 町内取扱事業者の登録を行います

町では、身体に障がいや有する方の失われた身体機能を補完、または代替する用具である「補装具」の販売・修理を行う町内取扱事業者の登録を行います。

登録された事業者については「事業所の名称と所在地」「事業開始年月日」「取り扱う補装具の種類」などの情報について、広報紙などで周知、提供に努めます。登録を行わなくても、制約や規制が加えられるわけではありません。

登録申請書などの関係書類は、保健福祉課の窓口にあります。登録を希望される事業者の方は、必要事項を記入の上、保健福祉課社会福祉係に提出してください。

### ▶添付書類

- 事業経歴書(様式は任意)
- 事業所人員名簿(様式は任意)
- 補装具師などを擁している場合は資格認定書などの写し
- 法人市町村民税納税証明書

### ▶注意事項

- 「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉課長通知に係る指針(平成18年9月29日障発0926006号)」「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)」「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件(平成3年厚生省告示第130号)」などについて十分ご理解の上、利用される方とのトラブルがないように努めてください。

※補装具などの福祉用品は、物によっては消費税が非課税の場合があります。

※厚生労働省が定める補装具価格基準額を超えた部分は、利用者の自己負担となります。

(市町村民税が非課税の世帯に対する基準とは異なります)

- 「義肢や装具」の販売・修理については、厚生労働大臣の免許を受けた専門職(補装具師など)を事業所で擁していることが必要となります。

※義肢とは、切断した手足の形状や機能を補う人工の手足のことで、義手・義足のことをいいます。

※装具とは、四肢・体幹の機能障害の軽減を目的とした補助器具で、上肢装具・体幹装具・下肢装具に分類されます。

※これらはいずれも、型取り・仮合わせ・適合判定などが必要で、道立心身障害者総合相談所の判定を要し、既製品の車いすや歩行器などとは性格が異なります。

☎問い合わせ先/役場保健福祉課社会福祉係 ☎482-2935 (課直通)

## 注意!!子どもの火遊びによる火災多発

子どもの火遊びが原因の火災が、ここ数年の間に多発しています。中でも、ライターが原因の火災が半数以上に上り、かつ5歳未満において死傷者発生率が高いことが、消費者庁と消防庁の調査で分かっています。

北海道でも、4月2日に厚沢部町で子どものライターによる火遊びが原因と思われる火災が発生し、4人もの子どもが亡くなっています。こうした痛ましい火災を防ぐため、次の注意事項を守りましょう。

- 1 子どもの手の届くところにライターを置かない。
- 2 子どもにライターを触らせない。
- 3 子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせる。
- 4 理解できる年齢になったら、子どもに火の怖さを教える。



# 火事と救急は119番

## 弟子屈消防署

☎482-2073 E-mail:teshikaga.fire.119@bird.ocn.ne.jp



3月末までの出動件数

火災 1件

救急 117件

## 弟子屈町林野火災予消防対策協議会からのお知らせ

### 「その油断 緑の森を 火の海に」

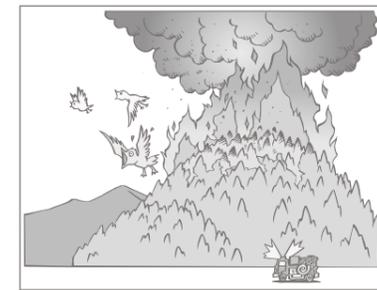
林野火災が心配される季節になりました。

町民の皆さんや町外の観光客の方が、余暇などを利用して山林に立ち入ることが多くなるシーズンです。山火事防止のため次の点にご協力をお願いします。

- 山林内での喫煙や携帯ガスコンロなどの火気の取り扱いに十分注意しましょう。
- チェーンソーなどの機械の使用には十分注意しましょう。

▶林野火災予防強調期間/4月21日～5月31日

☎問い合わせ先/弟子屈町林野火災予消防対策協議会 ☎482-2936(事務局:役場農林課林務係)まで。



## 野焼きについてご存じですか - えっ!?野焼きって犯罪?? -

教えて、野焼きの Q & A

Q 家庭のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしても駄目なの?

A はい、罰則の対象になります。家庭のごみはもちろんのこと、事務所などから出るごみもいけません。ごみは市町村の分別方法に従って廃棄しましょう。

Q どんど焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのも駄目ですか?

A 廃棄物の廃棄は、原則として処理基準に従う必要があります。風俗習慣、宗教上必要な焼却や、農林水産業を営むために必要な焼却など、一部罰則の適用から除かれていますが、この場合でも周囲に迷惑のかからないよう十分注意し、必要最低限にとどめましょう。

※基準に従わない場合は、厳しい罰則が適用されます。十分にご注意ください。

☎問い合わせ先/役場町民課衛生係 ☎482-2934(課直通)または弟子屈警察署 ☎482-2110まで。



## 町有財産(土地付き建物)売却のお知らせ!!

町では次の財産を売却します。

購入を希望される方は、5月28日(金)までにお知らせください。

### ☐物件概要

#### ①区分/建物

- ▶所在地/泉2丁目418番地110のうち
- ▶種類/居宅(旧教職員住宅)
- ▶構造/補強コンクリート造・亜鉛メッキ鋼板ふき・平家建
- ▶床面積/51.53㎡
- ▶建築年度/昭和44年から昭和45年まで

#### ②区分/土地

- ▶所在地/泉2丁目418番地110のうち
- ▶地目/宅地
- ▶地積/220㎡程度(区画により異なります)
- ▶用途地域/第1種低層住宅専用地域

#### ③売却件数/3件

### ☐詳細を示す期間・場所

- ▶期間/5月13日(木)～5月28日(金) 9時～17時
- ※土・日曜日、祝日は除きます。
- ▶場所/役場総務課(2階)

### ☐受け付け・問い合わせ先

役場総務課契約管財係 ☎482-2912(課直通)まで。

